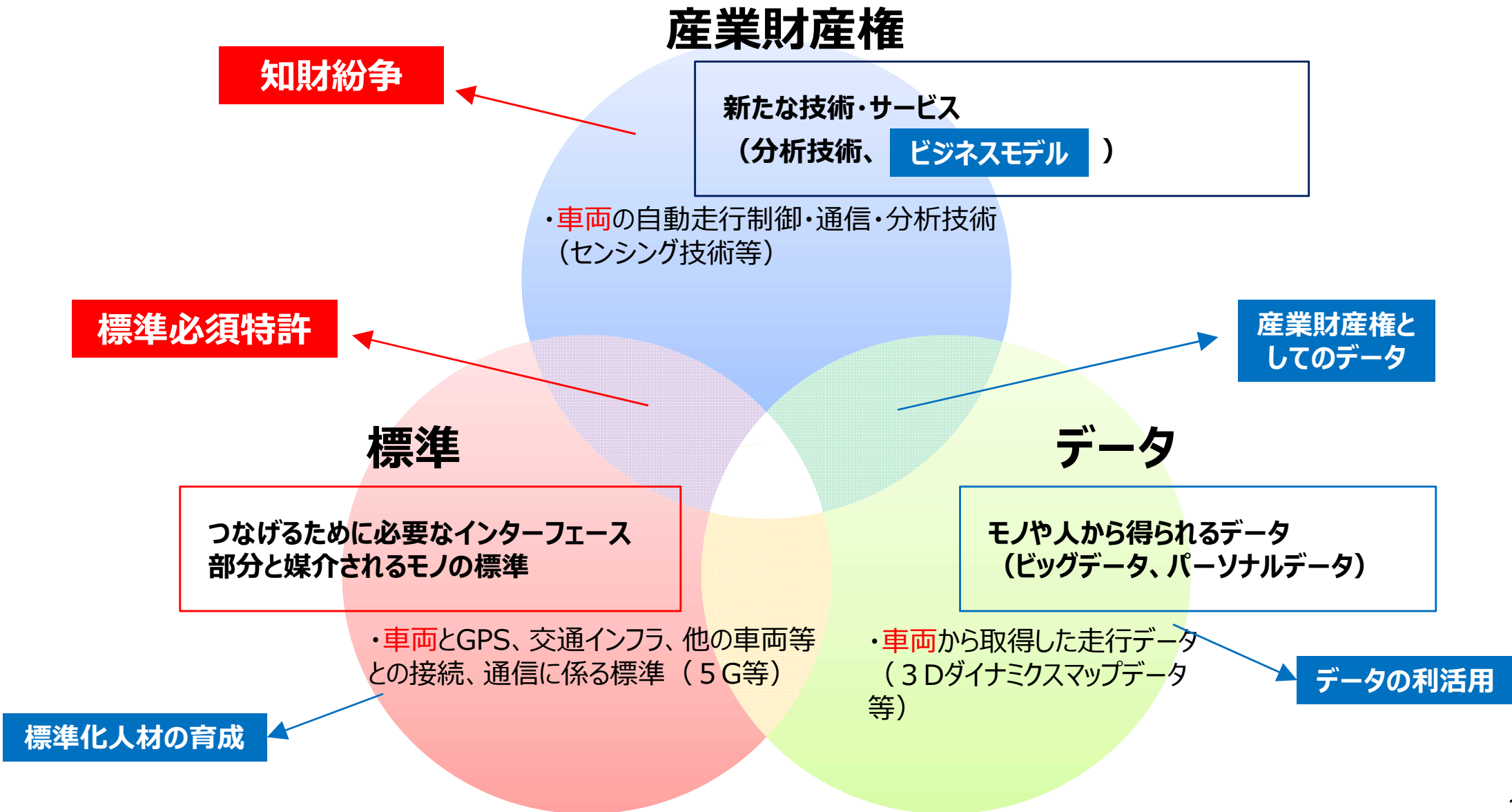


第四次産業革命を視野に入れた 新たなADR制度の検討

特許庁
2017年4月28日

第四次産業革命で必要となる三次元の複合戦略

〈従前〉企業戦略は知財や標準化によるオープン・クローズ戦略に基づいていた
〈今後〉今後は、上記の対象としてデータも加えた、三次元的な複合戦略の構築が必要



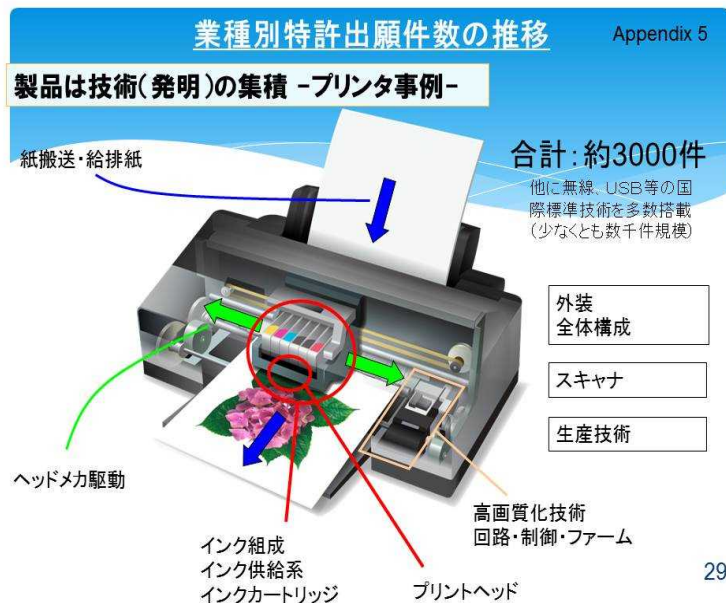
1. 背景

～第四次産業革命が知財に及ぼす影響～

ITの普及により、一製品当たりの特許の数が急増

- ソフトウェア関連技術を利用する製品には数千～数万という膨大な件数の特許が関与。
- 関連する特許を有する権利者も多様化し、権利関係が複雑化。

一製品が数千の特許で構成 (プリンタの事例)



出典：産業構造審議会知的財産分科会第3回特許制度小委員会
(平成26年4月14日) 資料1 (スライド29)

一製品に含まれる特許数の増加は近年顕著



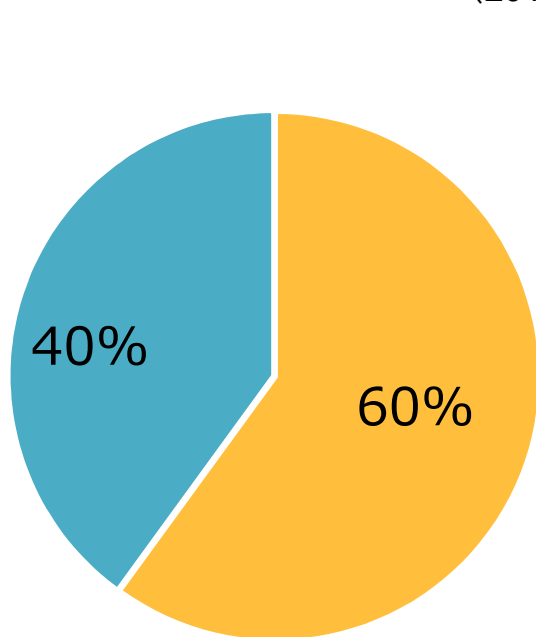
出典：電気電子メーカーからのヒアリングに基づき特許庁にて作成

- ライセンス交渉に要する手間と労力が大きくなっている。
- 他者の権利を知らず知らずのうちに侵害してしまう可能性が増加している。
- 第四次産業革命の進展により、知財紛争の増加の可能性が高まる。

非実施主体による特許訴訟状況（米国での現象）

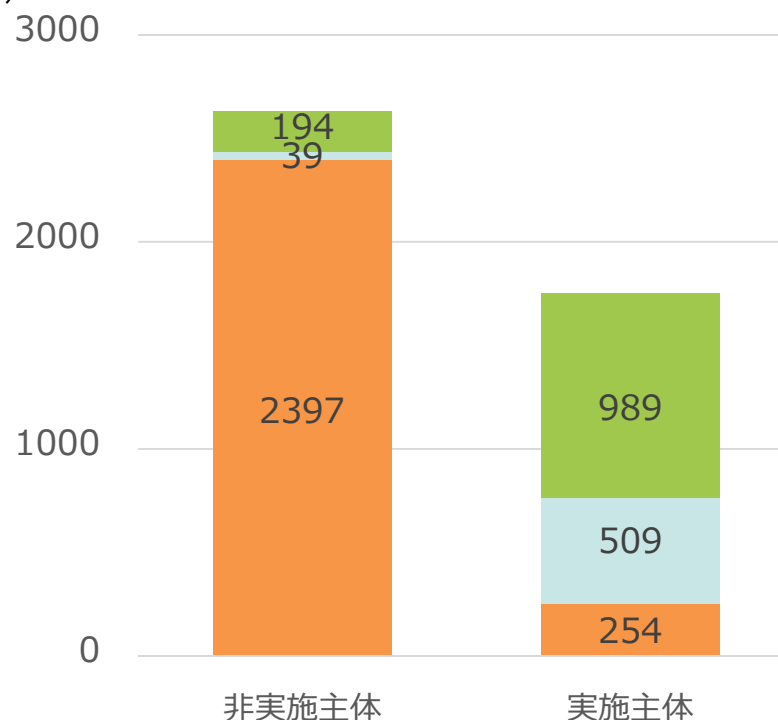
- 米国では、特許訴訟の多くが「非実施主体」（専らライセンス収入を目的として特許権を保有する主体）によるもの。
- 訴訟提起をちらつかせ、法外なライセンス料の支払いを求める悪質な非実施主体（いわゆる「パテント・トロール」）が社会問題化。
- トロール訴訟が急増した背景として、IT製品等の関連特許の特定が困難であることが指摘されている。（連邦取引委員会（FTC）、2011年）

【特許訴訟に占める非実施主体の割合】
（2016年）



■ 非実施主体 ■ 実施主体

【権利行使の対象となる技術】
（2016年）



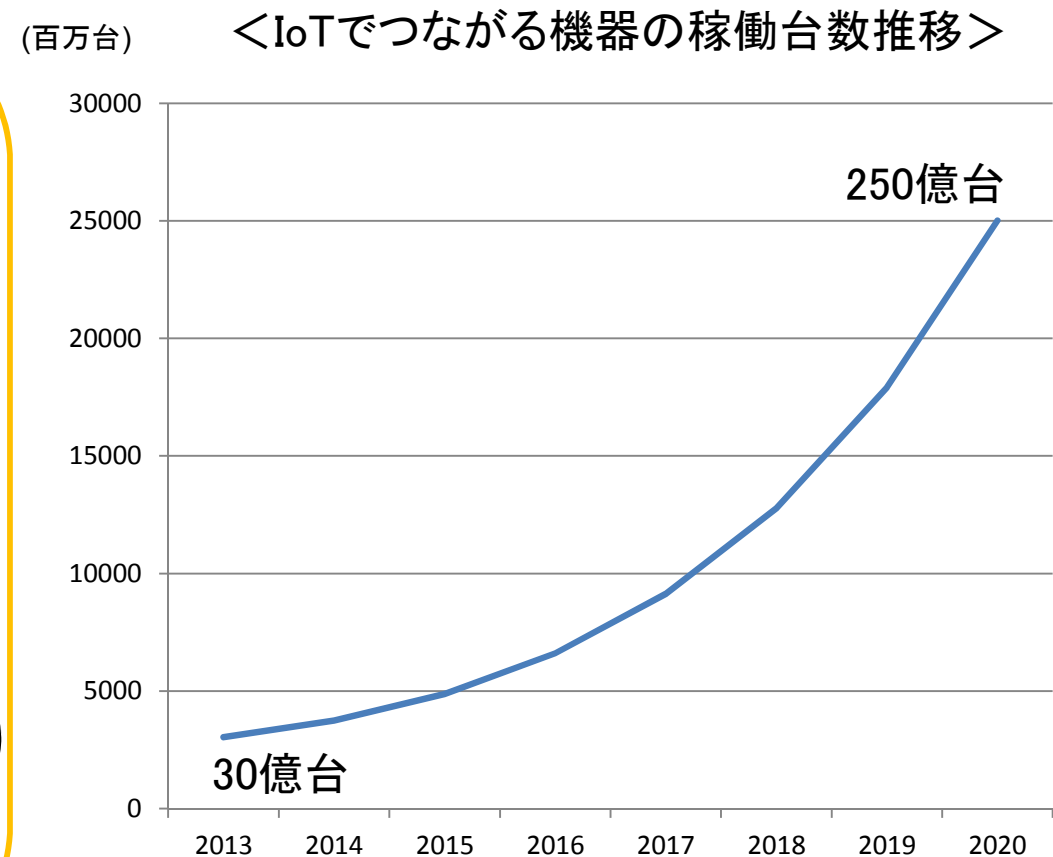
■ ハイテク ■ 医薬 ■ その他

【非実施主体による訴訟の被告トップ15】
（2014年と2015年に新規に提起された件数）

順位	被告	2015	2014
1	Samsung	45	33
2	Apple	28	30
3	Amazon	27	28
3	AT&T	27	23
5	LG Electronics	26	25
6	Microsoft	24	28
6	Hewlett-Packard	24	18
8	Dell	22	14
8	ZTE	22	12
10	Sony	21	24
10	HTC	21	21
12	Verizon	19	26
12	Lenovo	19	24
12	ASUSTek	19	10
15	Huawei	18	12

産業構造の変化:急速に浸透するIoT(Internet of Things)

- IoTによって、これまでインターネットに接続されていなかった自動車、産業機器、交通インフラ、電力インフラ、ビル・住宅等がつながり、2020年には250億台までのぼると推計。
- 情報通信分野の標準規格の実施に必要な特許(標準必須特許)の数は、数百～数千件にのぼる。

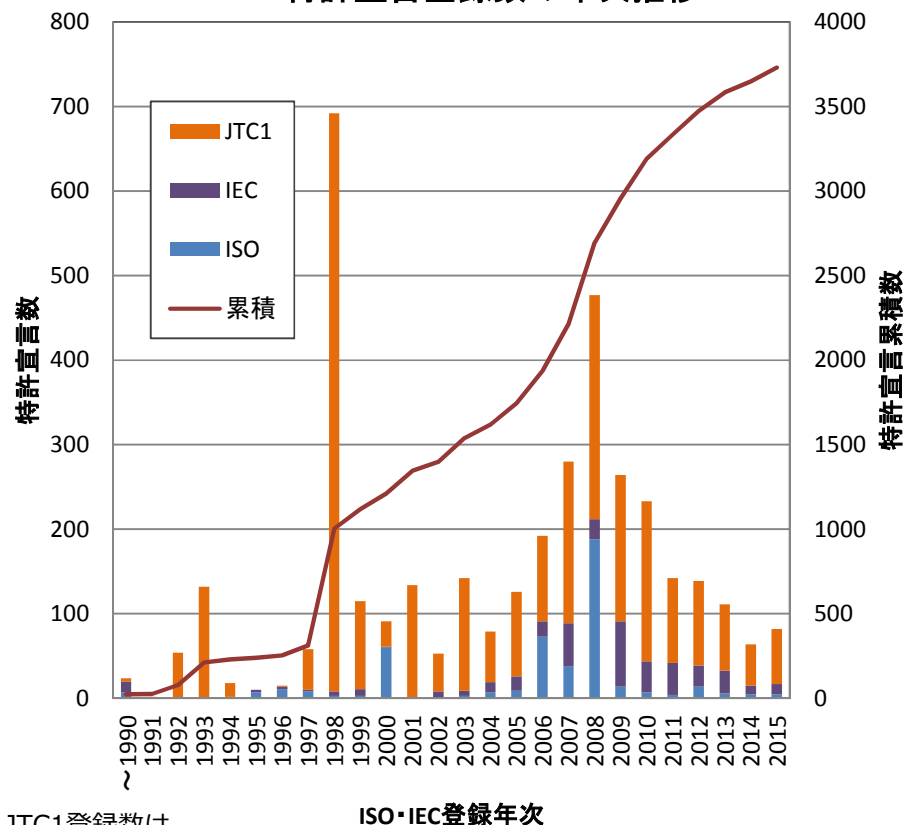


出典: Gartner "Forecast: Internet of Things, Endpoints and Associated Services, Worldwide, 2014" 20 October 2014 ガートナーのリサーチを元に経済産業省作成

標準を構成する特許(標準必須特許)の急増

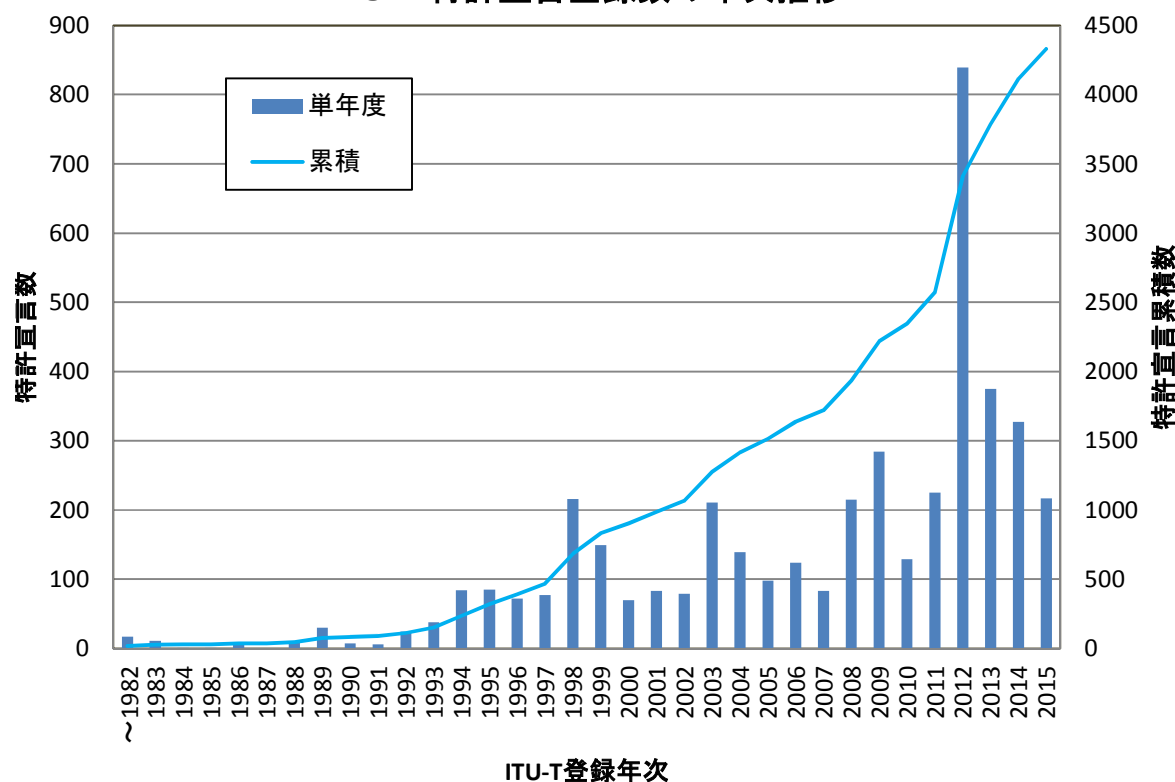
- 情報通信関連の標準必須特許(標準規格に含まれる特許)を宣言する数は、近年、急増。
- 標準必須特許を取得したパテント・トロールに攻撃されるリスクが高まっている。

ISO・IEC 特許宣言登録数の年次推移



* JTC1登録数は
ISOとIECへの重
複登録分を補正

ITU-T 特許宣言登録数の年次推移



【出所:標準化団体掲載データより NEC山中氏が作成提供】

IoTにより機器・工場・企業・インフラがつながっているため、パテント・トロールによる一件の標準必須特許の権利濫用が、社会全体に甚大な被害を及ぼすおそれもある。

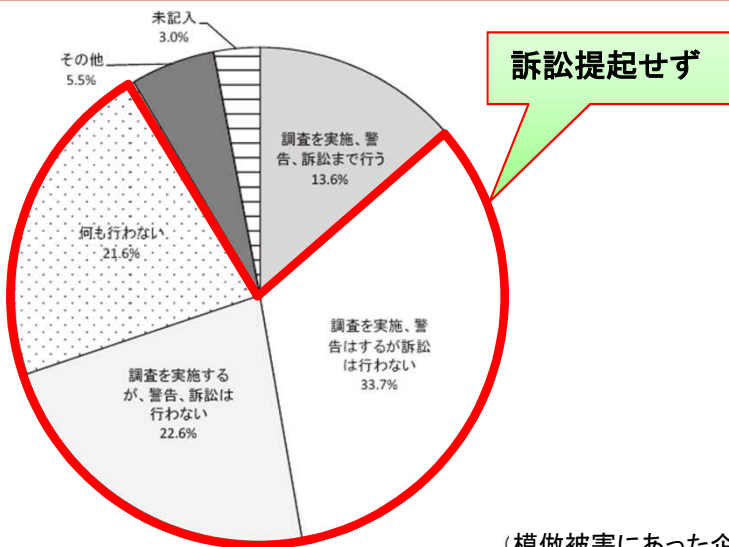
中小企業は、知財紛争に対する対応が容易ではない

- IoTの普及で中小企業は相互につながるようになる結果、知財を巡る紛争が増える可能性。
- しかし中小企業は、知財紛争に対応するための経営資源やノウハウがなく、訴訟提起を躊躇。

中小企業による訴訟提起のハードル(日本商工会議所意見^{1,2}、東京商工会議所実施調査³)

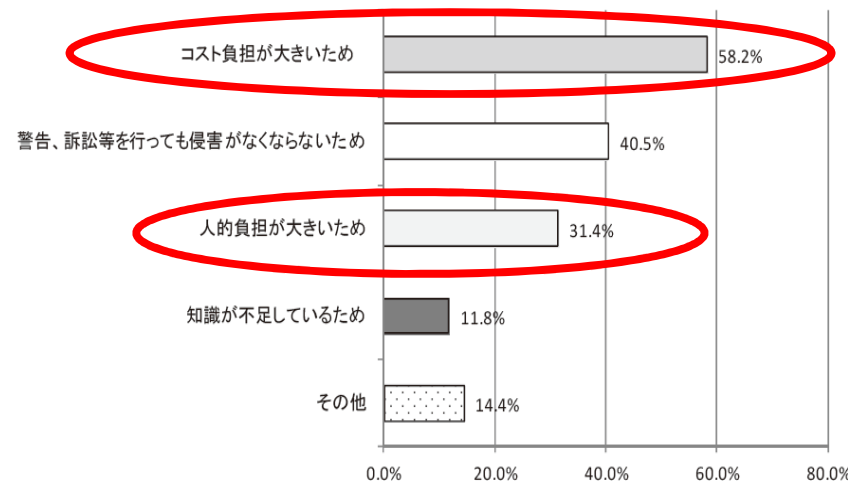
- 中小企業は経営資源の制約から、知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい
- 訟額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを難しくしている
- 知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない

模倣品被害に対する中小企業の対応³



(模倣被害にあった企業(199)が調査対象)

理由



(模倣品への被害対応で訴訟まで行わない企業(153)が調査対象)

早期での解決を望む中小企業のために、既存の仲裁・調停・あっせん制度の利用実態を検証し、改善を図るとともに、中小企業が簡易・迅速かつ低廉な負担で利用できるよう、特許庁が新たなあっせん制度等を創設すること(日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2017年3月16日付け))

(出典)1. 日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2017年3月16日付け) 2. 日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2016年3月17日付け)

3. 東京商工会議所 中小企業の知的財産に関する研究会「中小企業の知的財産に関する調査報告書」平成25年3月

2. 対策

～特許庁ADR(裁判外紛争処理手続)制度の整備～

(平成29年4月19日 公表)

Ⅲ. 各分野における検討

2. (6) 標準必須特許を始めとする多様な特許紛争の迅速・簡便な解決

【今後実施することが適当な取組】

IoTの普及に伴い社会インフラの一部として組み込まれるような標準必須特許について、円滑な利用の障害となり得るライセンス交渉や紛争処理のコストを小さくするための対応策が必要と考えられる。

第一に、社会的影響の大きい標準必須特許については、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、特許権者と利用者の中でライセンスに関する協議が整わない場合に、利用者の請求に基づいて、行政が両者の間に入って、適切なライセンス料を決めるADR制度(標準必須特許裁定)の導入を検討する。なお、制度設計に当たっては、特許権行使専門企業への対応の必要性も考慮しつつ、デジタール標準以外の標準やFRAND条件でライセンスすることが宣言された標準必須特許以外の特許をどこまで対象とするか、実施権の設定を行う場合の要件をどのようにするか等についても検討を行う必要がある。

第二に、多様な特許をめぐる紛争を迅速かつ簡便に解決するため、特許権者と利用者との間でライセンスに関する協議が整わない場合や権利侵害をめぐる紛争が起きた場合等に、当事者である中小企業等を含む多様な企業の請求に基づいて調整を行うADR制度(あっせん)について、既存のADR制度との関係を整理の上、検討する。

以上の制度については、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において法改正を視野に入れた具体的な検討を進め、平成29年度中を目途に結論を得る。また、IoTの普及等の産業構造の変化や特許権行使専門企業による濫用的権利行使がグローバルな現象であることに鑑み、この仕組みを我が国のみならず、特許庁間の国際会議の機会等を通じて、海外にも広めていくことを視野に入れる。

- 本特許制度小委員会においては、「産業財産権システム」に係る以下の二つの論点について、「検討会」において示された論点等を踏まえつつ、ご審議いただきたい。

今後実施することが適当な取組

1. 標準必須特許について、特許権者と利用者の間でライセンスに関する協議が整わない場合に、利用者の請求に基づいて、行政が適切なライセンス料を決める「ADR制度（標準必須特許裁定）」の導入

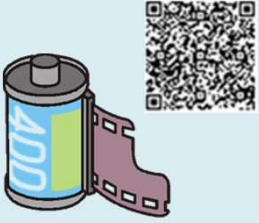
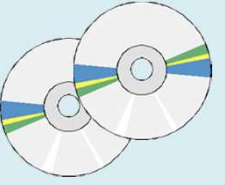
2. 特許紛争に関し、紛争当事者の請求に基づいて調整を行う「ADR制度（あっせん）」の導入

「検討会」で指摘された論点

- ① デジュール標準以外の標準やFRAND条件でライセンスすることが宣言された標準必須特許以外の特許をどこまで対象とするか（＜参考1＞）
- ② 実施権の設定を行う場合の要件をどのようにするか

既存のADR制度との関係の整理（＜参考2＞）

<参考1>標準に関連する特許の種類

種類	内容	具体例
標準必須特許	デジュール標準 公的な位置付けの標準化機関において明確に定められた透明かつ公正な手続きで関係者が合意の上、制定される標準	➤ 写真フィルム感度 ISO 100、ISO 400… ➤ QRコードの基本仕様 
	フォーラム標準 複数の企業等により結成されるフォーラムと呼ばれる組織が、公的でないが開かれた標準手続きにより策定する標準	➤ ブルーレイディスク 
	デファクト標準 デジュール標準のような標準化のプロセスを経ず、市場で多くの人に受け入れられることで事実上の標準となったもの	➤ アップル社のOS (iOS) ➤ グーグル社のOS (Android) ➤ マイクロソフト社のOS (MS-Windows) 
周辺特許	標準必須特許ではないものの、標準を構成する技術を利用する上で回避することが困難な特許	➤ 圧縮伸張符号化(コーデック)の規格で、デコーダー(復号化器)のみが規定され、エンコーダー(符号化器)についてはデコーダーで復号できるものであれば内容は問わないとされている場合の、エンコーダーの特許

<参考2> 知的財産紛争に特化した認証ADR事業者の例

日本知的財産仲裁センター(平成24年11月1日認証)

- 知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関。

ソフトウェア紛争解決センター(平成20年7月28日認証)

- ソフトウェアに関する紛争を裁判外で解決することを目的として、一般財団法人ソフトウェア情報センターが運営する機関。

UDF-ADRセンター(平成23年10月3日認証)

- ファッション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての紛争を裁判外で解決することを目的として、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカンが運営する機関。

※認証ADR事業者とは:

ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)に基づき、和解の仲介業務について法務大臣の認証を受けた民間事業者

参考:法務省「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧(H28. 4. 1現在)」